

天草広域連合の概要

(令和7年4月1日現在)



天 草 広 域 連 合

－ 目 次 －

○はじめに・天草広域連合の歩み・処理事務・	1
○組織図・	2
○執行部・特別職及び議会議員名簿・	3
○議会の状況・	4
○監査の状況・	5
○予算・	6
○介護認定審査会及び審査状況・	7
○天草広域連合管内図・消防庁舎概要・	8
○ごみ処理施設の概要・	9
○火災・救急の概要・	10
○ごみ処理施設の運営状況・	11
○規約・	12

＜はじめに＞

天草広域連合は、熊本県西部に広がる大小１２０余りの島々からなる天草諸島の天草市、上天草市及び苓北町で構成され、この地域は山地が多い地勢と比較的温暖多雨な気候となっています。

雲仙天草国立公園の指定や天草五橋開通で九州本土と結ばれたことで、昭和３０年から４０年代に産業、文化、教育等が大きく発展し、その後、平成の市町村合併を経て構成市町は１５市町から３市町になりました。

＜天草広域連合の歩み＞

天草広域連合は、天草郡市２市１３町の介護認定審査会の設置・運営を主な業務として、平成１１年７月１日に発足しました。また、平成１３年７月１日に、天草消防組合、天草中央衛生施設一部事務組合及び本渡市３ヶ町斎場管理組合を統合し、新体制がスタートしました。平成１６年には、上天草市が発足し、関係市町が３市９町になりました。平成１８年には、天草市が発足し、関係市町が２市１町になり、天草本渡斎場施設及び業務を天草市に移管しました。

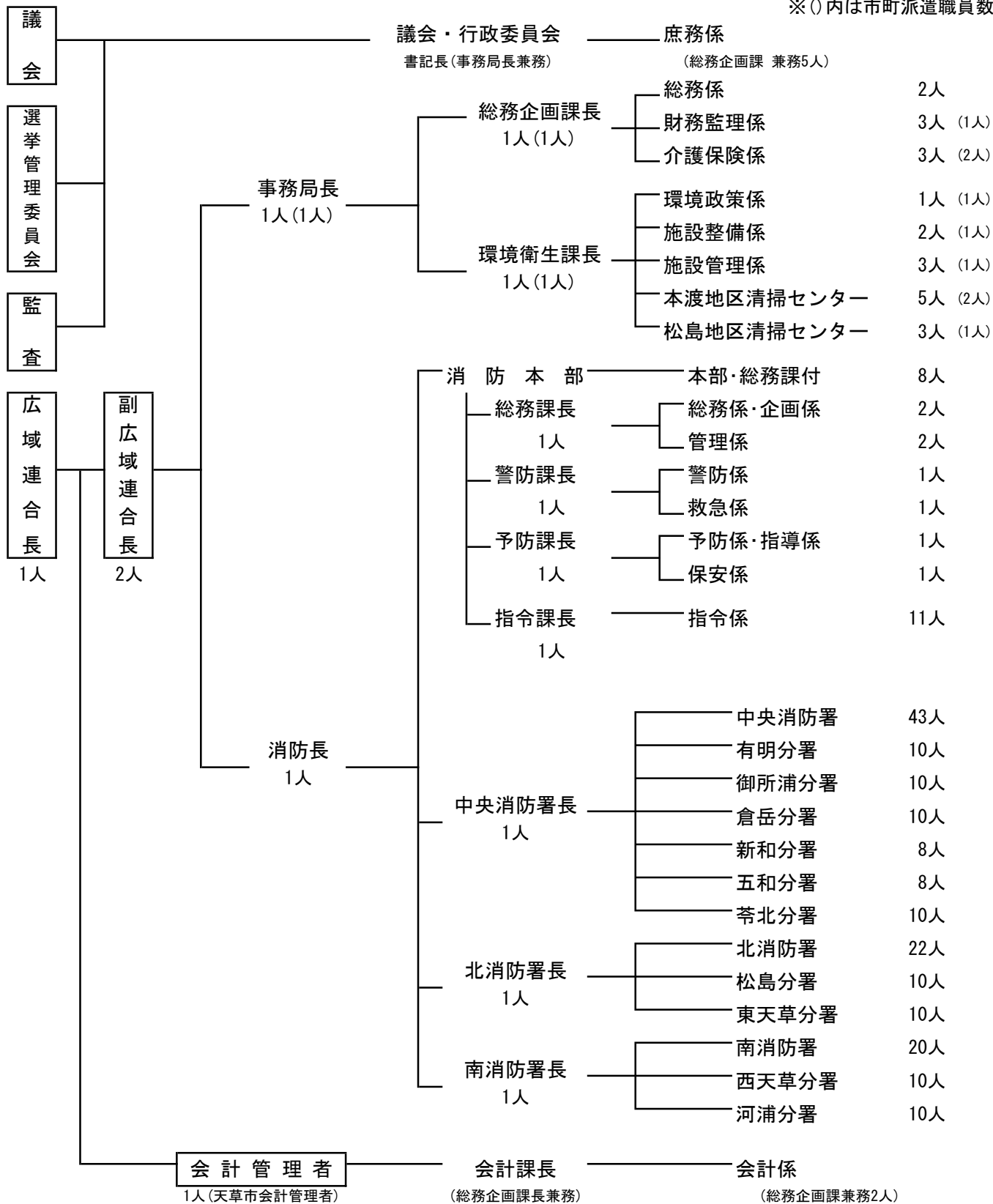
＜天草広域連合の処理する事務＞

令和７年４月１日現在

事 務 内 容	
１	介護認定審査会の設置運営及び認定システムの開発・管理運営
２	広域サインの設置管理運営
３	消防に関すること（消防団及び消防水利事務を除く）
４	ごみ処理施設の設置及び管理運営
５	ごみ処理施設に附帯する集会所施設の設置及び管理運営
６	広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定
７	熊本県からの権利委譲事務（煙火の消費、液化石油ガス設備工事の届出受理）

＜天草広域連合組織図＞

令和7年4月1日現在
※()内は市町派遣職員数



	条例定数	常勤職員	広域連合職員	市町派遣職員
事務部局	33 人	25 人	13 人	12 人
消防部局	230 人	216 人	216 人	人
合 計	263 人	241 人	229 人	12 人

＜天草広域連合・執行部・特別職名簿＞

令和7年4月1日現在

職 名	氏 名	備 考
広 域 連 合 長	馬 場 昭 治	天草市長
副 広 域 連 合 長	堀 江 隆 臣	上天草市長
〃	山 崎 秀 典	苓北町長
会 計 管 理 者	本 田 一	天草市会計管理者
監 査 委 員 (識 見)	水 野 博 之	上天草市
〃 (議 会)	松 岡 寿	天草市議会
選 挙 管 理 委 員	鬼 塚 清 武	天草市
〃	澤 村 弘 史	上天草市
〃	松 本 由 香 里	天草市
〃	小 崎 重 輝	苓北町

＜天草広域連合議会・議員名簿＞

令和7年4月1日現在

	氏 名	職 名	選出議会名
1	若 山 敬 介	議長	天 草 市 議 会
2	桑 原 千 知	副議長	上 天 草 市 議 会
3	平 山 泰 司		天 草 市 議 会
4	松 岡 寿	厚生委員長 議会運営副委員長 監査委員	〃
5	澤 井 一 富		〃
6	中 尾 友 二	議会運営委員長	〃
7	赤 城 史 浩		〃
8	塩 田 真 一	厚生副委員長	上 天 草 市 議 会
9	何 川 雅 彦	総務副委員長	〃
10	野 崎 幸 洋	総務委員長	苓 北 町 議 会

<議会の状況（令和6年）>

本会議及び会期

会議の別	会 期	期 日
第1回定例会	2 日	令和6年2月14日、2月21日
第2回臨時会	1 日	令和6年3月8日
第3回臨時会	1 日	令和6年5月27日
第4回定例会	1 日	令和6年8月26日
第5回臨時会	1 日	令和6年9月24日
第6回定例会	1 日	令和6年11月25日

審議状況

区 分	件 数	区 分	件 数
条 例 関 係	2 件	決 算 関 係	1 件
予 算 関 係	6 件	そ の 他	9 件
計			18 件

議決の状況

区 分	件 数	区 分	件 数
原 案 可 決	12 件	修 正 可 決	0 件
原 案 否 決	3 件	承 認	0 件
認 定	1 件	同 意	2 件
計			18 件

議会運営委員会・常任委員会

区 分	回数	期 日
議会運営委員会	7 回	令和6年1月31日、3月1日、5月20日、8月8日、9月6日、11月5日、11月25日
総務委員会	1 回	令和6年2月14日
厚生委員会	1 回	令和6年2月14日

全員協議会

期 日	主 な 議 題
令和 6 年 2 月 14 日	・ 消防本部より報告 ・ 環境衛生課より報告
令和 6 年 3 月 8 日	・ 環境衛生課より報告
令和 6 年 8 月 1 日	・ 新ごみ処理施設整備事業の契約解除について
令和 6 年 8 月 26 日	・ 議席の指定並びに一部変更について ・ 常任委員及び監査委員の選任について ・ 連合議員先進地研修について ・ 環境衛生課からの報告
令和 6 年 9 月 24 日	・ 連合議員先進地研修について
令和 6 年 11 月 25 日	・ 連合議員先進地研修について

<監査の状況（令和 6 年度）>

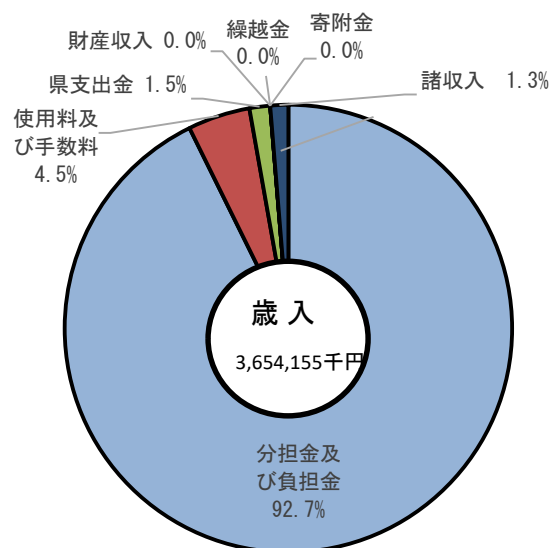
区 分	時期、対象等	
例月出納検査	翌月の 10 日から 20 日までの間（12 回）	
決算審査	9 月 25 日	
定期監査	9 月 25 日	事 務 局：総務企画課、議会行政委員会、会計課、 環境衛生課
	9 月 26 日	消防本部：総務課、警防課、予防課、指令課、 中央消防署、北消防署、南消防署

＜令和7年度 天草広域連合一般会計歳入歳出予算（当初予算）＞

歳入

（単位：千円、％）

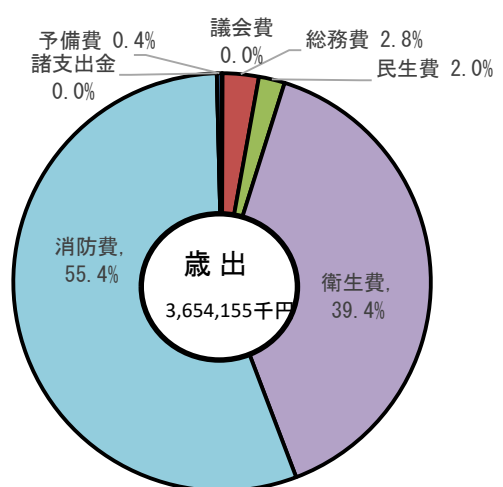
款	予算額	構成比率
1 分担金及び負担金	3,387,589	92.7%
2 使用料及び手数料	165,363	4.5%
3 県支出金	51,727	1.5%
4 財産収入	392	0.0%
5 寄附金	1	0.0%
6 繰越金	1	0.0%
7 諸収入	49,082	1.3%
合 計	3,654,155	100.0%



歳出

（単位：千円、％）

款	予算額	構成比率
1 議会費	1,505	0.0%
2 総務費	100,331	2.8%
3 民生費	73,666	2.0%
4 衛生費	1,438,393	39.4%
5 消防費	2,024,871	55.4%
6 諸支出金	389	0.0%
7 予備費	15,000	0.4%
合 計	3,654,155	100.0%



<介護認定審査会の状況>

天草広域連合介護認定審査会

会長 東 一成（天草郡市医師会長）

令和7年4月1日現在

区分	合議体別 委員数	分野別委員数			会場
		医療分野	福祉分野	保険分野	
第1合議体	延べ 7 名	64 名	39 名	23 名	天草市(天草広域連合事務所)
第2合議体	延べ 8 名				
第3合議体	延べ 6 名				
第4合議体	延べ 5 名				苓北町(苓北町役場)
第5合議体	延べ 8 名				上天草市(大矢野総合体育館)
第6合議体	延べ 14 名				天草市(天草広域連合事務所)
第7合議体	延べ 10 名				
第8合議体	延べ 15 名				
第9合議体	延べ 13 名				
第10合議体	延べ 13 名				
第11合議体	延べ 15 名				
第12合議体	延べ 11 名				上天草市(松島総合センターアロマ)
第13合議体	延べ 7 名				上天草市(大矢野総合体育館)
第14合議体	延べ 5 名				天草市(天草市立河浦病院)
無任所委員	1 名	1 名	0 名	0 名	
合計	延べ 138 名	65 名	39 名	23 名	
	実質 127 名				

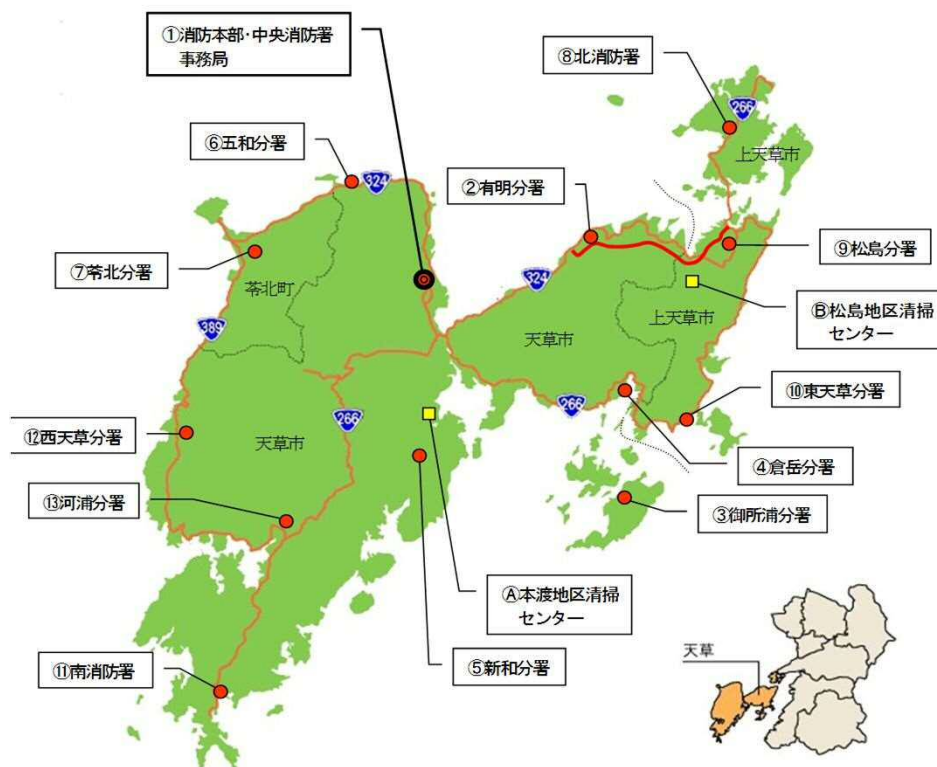
<介護認定審査会審査状況>

令和6年度

区 分 別 (市 町 別)	審 査 件 数	内 訳							
		非 該 当	要 支 援 1	要 支 援 2	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5
天 草 市	4,652	26	452	783	1,018	831	645	591	306
上 天 草 市	1,774	25	274	355	343	256	190	202	129
苓 北 町	415	8	40	51	93	85	52	49	37
そ の 他 (生活保護受給者)	6	0	0	3	1	0	0	1	1
合 計	6,847	59	766	1,192	1,455	1,172	887	843	473
審 査 割 合	100%	0.9%	11.2%	17.4%	21.3%	17.1%	13.0%	12.3%	6.9%

※四捨五入の関係で合計と一致しない場合があります。

<天草広域連合管内図>



<消防庁舎概要>

施設名	所在地	延べ面積	取得価格
消防本部・中央消防署			
① 庁舎	天草市本渡町広瀬1687番地2	3857.24㎡	598,729千円
訓練A棟	〃	209.54㎡	50,651千円
訓練B棟	〃	210㎡	49,574千円
訓練C棟	〃	78㎡	18,814千円
② 有明分署	天草市有明町赤崎2030番地8	229㎡	60,674千円
③ 御所浦分署	天草市御所浦町御所浦3526番地12	214㎡	61,424千円
④ 倉岳分署	天草市倉岳町棚底850番地1	233.33㎡	39,385千円
⑤ 新和分署	天草市新和町小宮地658番地	207.2㎡	49,139千円
⑥ 五和分署	天草市五和町二江4915番地1	257.2㎡	47,093千円
⑦ 苓北分署	天草郡苓北町志岐1231番地	512.25㎡	59,500千円
北消防署			
⑧ 庁舎	上天草市大矢野町中11582番地33	687.93㎡	150,926千円
訓練A棟	〃	72㎡	57,932千円
訓練B棟	〃	36㎡	
⑨ 松島分署	上天草市松島町会津4276番地540	239.4㎡	92,739千円
⑩ 東天草分署	上天草市龍ヶ岳町高戸2095番地1	319.85㎡	48,958千円
南消防署			
⑪ 庁舎	天草市久玉町1216番地13	696.55㎡	114,870千円
⑫ 西天草分署	天草市天草町高浜南493番地6	231.96㎡	49,582千円
⑬ 河浦分署	天草市河浦町白木河内238番地	239.5㎡	59,086千円

<ごみ処理施設の概要>

1 ごみ処理施設

施設名	①本渡地区清掃センター		リサイクルセンター	
所在地	天草市楠浦町4751番地		天草市楠浦町4751番地	
敷地面積	17,000㎡		本渡地区清掃センター内併設	
工事年度	平成9年度～平成11年度		平成12年度	
総事業費	6,056,258千円		525,000千円	
処理能力等	可燃物処理方式＝焼却方式		資源物処理、貯留、保管	
	形式	流動床式准連続炉	PETボトル	圧縮梱包
	処理能力	93t/16h(31t×3炉)	廃プラスチック類	圧縮梱包
	不燃物処理方式＝資源破砕併用		古紙、段ボール	保管・圧縮梱包
			発泡スチロール	熱減容固化
	処理能力	19t/5h	処理能力	4.4t/日
対象区域	天草市(本渡・有明・栖本・新和・五和)・苓北町		天草市(本渡・有明・栖本・新和・五和)・苓北町	

施設名	②松島地区清掃センター		
所在地	上天草市松島町教良木236番地		
敷地面積	18,854㎡		
工事年度	平成6年度～平成7年度		
総事業費	2,692,420千円		
処理能力等	可燃物処理方式＝焼却方式		
	形	式	機械式バッチ炉
	処理能力	34t/8h(17t×2炉)	
	不燃物処理方式＝資源破砕併用		
	処理能力	8t/5h	
対象区域	上天草市、天草市（倉岳町）		

本渡地区清掃センター



2 集会所施設

施設名	松島地区集会所
所在地	上天草市松島町教良木236番地
敷地面積	松島地区清掃センター内併設
工事年度	平成11年度
総事業費	61,586千円
施設使用料	100円/人・日
開放時間	午前9時から午後5時まで
休館日	土日祝・12月29日から翌年の1月3日まで

松島地区清掃センター



<火災・救急の概要>

市町別火災発生件数

令和6年1月1日～令和6年12月31日

種別 市町別	出火件数							焼損面積		損害額（千円）						
	合計	内訳						(建物) (㎡)	(林野) (ha)	合計	内訳					
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他				建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
天草市	38	19	1	3	1		14	1,901	1	76,250	75,176	123	192	1		758
上天草市	19	10		1			8	1,107		47,842	46,093		2			1,747
苓北町	5	2					3			1,122	1,122					
合計	62	31	1	4	1	0	25	3,008	1	125,214	122,391	123	194	1	0	2,505

市町別救急発生件数

令和6年1月1日～令和6年12月31日

種別 市町別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	発生件数	搬送人員
天草市	32		10	235	29	19	691	5	27	2,627	596	4,271	3,897
上天草市	16		10	111	12	6	266	1	4	1,132	204	1,762	1,543
苓北町	4			31	3	3	54			206	89	390	366
管内中継			1	1	2		28	1	1	159	18	211	
管轄外										5		5	5
合計	52	0	21	378	46	28	1,039	7	32	4,129	907	6,639	5,811

＜ごみ処理施設の運営状況＞

本渡地区・松島地区清掃センターの処理状況

可燃ごみ搬入量

令和6年度

項目 市町名	本渡地区 市町収集t	松島地区 市町収集t	市町許可 業者収集t	一般持込 t	計 t	市町の 割合%	前年度対比増減	
							増減t	増減率%
天草市	5,316		5,303	676	11,295	60.6	△ 1,719	△ 13.2
本渡地区	3,903		3,794	486	8,183	43.9	△ 780	△ 8.7
有明町	342		584	58	984	5.3	△ 409	△ 29.4
栖本町	184		125	21	330	1.8	△ 44	△ 11.8
新和町	249		59	37	345	1.8	△ 100	△ 22.5
五和町	638		741	74	1,453	7.8	△ 386	△ 21.0
苓北町	342		579	33	954	5.1	△ 146	△ 13.3
上天草市		3,592	1,931	488	6,011	32.2	△ 652	△ 9.8
天草市倉岳町		254	100	44	398	2.1	△ 33	△ 7.7
合 計	5,658	3,846	7,913	1,241	18,658	100.0	△ 2,550	△ 12.0

粗大ごみ搬入量

項目 市町名	本渡地区 市町収集t	松島地区 市町収集t	市町許可 業者収集t	一般持込 t	計 t	市町の 割合%	前年度対比増減	
							増減t	増減率%
天草市	744		544	456	1,744	9.4	△ 553	△ 24.1
本渡地区	455		379	315	1,149	6.2	△ 315	△ 21.5
有明町	62		67	34	163	0.9	△ 94	△ 36.6
栖本町	42		33	16	91	0.5	△ 35	△ 27.8
新和町	49		2	40	91	0.5	△ 34	△ 27.2
五和町	136		63	51	250	1.3	△ 75	△ 23.1
苓北町	178		83	14	275	1.5	△ 33	△ 10.7
上天草市		268	111	192	571	3.1	△ 79	△ 12.2
天草市倉岳町		22	6	33	61	0.3	△ 3	△ 4.7
合 計	922	290	744	695	2,651	14.3	△ 668	△ 20.1

焼却処理量

	本渡地区	松島地区	計
焼却処理量(t)	14,795	6,397	21,192
残灰埋立量(t)	1,344	743	2,087

資源物処理量

	本渡地区	松島地区	計
資源物搬入量(t)	1,797	565	2,362
売却量(t)	1,098	407	1,505
収益(千円)	24,957	8,920	33,877

破碎処理量

	本渡地区	松島地区	計
破碎処理量(t)	2,019	632	2,651
埋立量(t)	307	312	619

不燃ごみ処理量

	本渡地区	松島地区	計
売却量(t)	265	112	377
収益(千円)	1,654	615	2,269

天草広域連合規約

平成 11 年 5 月 27 日

熊本県指令市町村第 7 号

注 平成 23 年 12 月から改正経過を注記した。

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、天草広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、天草市、上天草市及び苓北町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。

(2) 広域サインの設置及び管理運営に関すること。

(3) 次に掲げる消防に関すること（消防団及び消防水利に関する事務を除く。）。

ア 消防事務に関すること。

イ 消防施設の設置及び整備に関すること。

(4) 次に掲げるごみ処理施設に関すること。

ア 本渡地区清掃センター、松島地区清掃センター、再生処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関すること（天草市にあっては、合併前の牛深市、御所浦町、天草町及び河浦町の区域に係る事務を除く。）。

イ 新たに設置するごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）に関すること。

(5) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること（天草市にあっては、合併前の牛深市、御所浦町、天草町及び河浦町の区域に係る事務を除く。）。

(6) 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。

(7) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）第 2 条の規定により広域連合が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事務

ア 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づく事務

（平 25. 1. 11・平 27. 3. 31・平 31. 1. 18・一部改正）

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第 5 条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。
- (2) 広域サインに関すること。
- (3) 消防に関すること。
- (4) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (5) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること。
- (6) 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。
- (7) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（平 27. 3. 31・一部改正）

（広域連合の事務所）

第 6 条 広域連合の事務所は、熊本県天草市本渡町広瀬 1687 番地 2 に置く。

（平 26. 1. 14・一部改正）

（広域連合の議会の組織）

第 7 条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、10 人とする。

（広域連合議員の選挙の方法）

第 8 条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。

2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 天草市 6 人
- (2) 上天草市 3 人
- (3) 苓北町 1 人

3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 118 条の例による。

- 4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により、これを選挙する。

- 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

- 3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の長のうちから選任する。

- 4 会計管理者は、天草市の会計管理者をもって充てる。

- 5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(正副広域連合長会議)

第14条 広域連合の運営に係る協議及び調整を行うために、正副広域連合長会議を置く。

- 2 正副広域連合長会議は、次に掲げる事項を審議することとする。

- (1) 議会の議決を経るべき事件
- (2) その他広域連合長が重要と認める案件

- 3 副広域連合長は、前項に掲げる以外の事項について必要と認めるときは、広域連合長に対し、正副広域連合長会議において審議することを求めることができる。

(補助職員)

第15条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第 16 条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔な者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第 17 条 広域連合に、監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 18 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町の負担金

(2) 国及び県の支出金

(3) 地方債

(4) 使用料及び手数料

(5) その他

2 前項第 1 号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

3 前項に掲げる負担割合に基づく負担金の算定方法その他必要な事項は、別に条例で定める。

(規則への委任)

第 19 条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

(承継事務)

2 広域連合は、平成 11 年 6 月 30 日をもって廃止する天草広域市町村圏協議会の事務を承継する。

附 則（平成 13 年熊本県指令市町村第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

（承継事務）

- 2 天草広域連合は、平成 13 年 6 月 30 日をもって解散する天草消防組合、天草中央衛生施設一部事務組合及び本渡市外三ヶ町斎場管理組合の事務を承継する。

附 則（平成 15 年熊本県指令市町村第 44 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 15 年熊本県指令市町村第 18 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 12 日）

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年熊本県指令市町村第 59 号及び第 68 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

（事務の共同処理に係る経過措置）

- 2 変更後の天草広域連合規約（次項において「変更後の規約」という。）第 4 条第 4 号の規定にかかわらず、合併前の松島町及び姫戸町の電子計算業務については、この規約の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、広域連合が処理する事務とする。

（負担金に係る経過措置）

- 3 変更後の規約第 2 条の規定にかかわらず、変更後の規約第 18 条第 2 項の規定による上天草市に対する負担割合の適用にあたっては、この規約の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、合併前の大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町（前項に規定する事務にあっては、合併前の松島町及び姫戸町）を基準とし、当該各町ごとに変更後の規約別表を適用することとし、上天草市の負担金の額は、当該各町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

附 則（平成 17 年熊本県指令市町村第 37 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 17 年熊本県指令市町村第 16 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成１８年熊本県指令市町村第４２号及び第５９号）

（施行期日）

- １ この規約は、平成１８年３月２７日から施行する。

（負担金に係る経過措置）

- ２ 平成１８年３月２７日から同年３月３１日までの間における関係市町の負担金の額の算定は、変更後の規約第１８条第２項及び第３項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、天草市の負担金の額は、合併前の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町を基礎として、当該各市町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。
- ３ 平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの間における天草市及び上天草市の負担金の額の算定は、天草市にあっては、合併前の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町、上天草市にあっては、合併前の大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町を基礎として、当該各市町ごとに変更後の規約第１８条第２項及び第３項の規定を適用して行うものとし、天草市及び上天草市の負担金の額は、当該各市町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

附 則（平成１９年熊本県指令市町村第４９号）

この規約は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年熊本県指令市町村第４９号）

（施行期日）

- １ この規約は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年８月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 第１条の規定の施行に伴い発生する苓北町の電子計算事務の共同処理の消滅に係る残務処理事務（以下「残務処理事務」という。）は、第１条の規定による変更後の天草広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）第４条第４号の規定にかかわらず、平成２０年７月３１日までの間は、天草広域連合で行うものとする。
- ３ 平成２０年４月１日から同年７月３１日までの間における変更後の規約第４条第４号の事務（残務処理事務を含む。）の処理に要する経費については、天草市及び苓北町が負担するものとし、その負担金の額は、変更後の規約別表の規定にかかわらず、変更前の天草広域連合規約別表の規定による負担割合を適用し、算定した額とする。

附 則（平成 21 年熊本県指令市町村第 9 号）

この規約は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年熊本県指令市町村第 12 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日届出）

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年熊本県指令市町村行第 24 号）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 14 日届出）

この規約は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（平成 27 年熊本県指令市町村行第 9 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 31 年熊本県指令市町村第 6 号）

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 21 日届出）

この規約は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 18 条関係）

（平 23. 12. 27・平 25. 1. 11・平 27. 3. 31・平 31. 1. 18・
令 4. 7. 21・一部改正）

（1） 連合組織の運営又は広域事務に関する経費

区分			負担割合	対象市町
議会 費・総 務費	共通経 費	議会費、監査委員費及 び選挙管理委員会費	均等割 100分の50 人口割 100分の50	天草市、上天草市及び苓北 町
		一般管理費のうち特別 職報酬及び交際費		
		一般管理に要する経費（上記共 通経費以外の経費）	均等割 100分の20 人口割 100分の40	
	広域サインの設置及び管理運 営に関する事務に要する経費		基準財政需要額割 100分 の40	

	関係市町の広域にわたる事務 のあり方の調査研究及び広域 的連携に基づく計画等の策定 に関する事務に要する経費		
--	---	--	--

(2) 介護保険法に基づく介護認定審査会に関する経費

区分		負担割合	対象市町
民生費	介護認定審査会の設置運営に 関する事務並びに認定システ ムの開発及び管理運営に要す る経費	均等割 100分の20 審査件数割 100分の80	天草市、上天草市及び苓北 町

(3) ごみ処理施設及びごみ処理施設に附帯する集会施設（以下「ごみ処理施設等」という。）

の設置及び管理運営に関する経費

区分		負担割合	対象市町	
衛生費	清掃総務に要する経費	均等割 100分の20	天草市、上天草市及び苓北 町	
		人口割 100分の80		
	ごみ処理施設等の管理運営に 要する経費	均等割 100分の20	本渡地区清	天草市及び苓
		人口割 100分の30	掃センター	北町
		搬入量割 100分の50	松島地区清 掃センター 及び附帯す る集会所施 設	天草市及び上 天草市
			再生処理施 設及び最終 処分場	天草市、上天 草市及び苓北 町
		人口割 100分の100	新ごみ処理 施設	天草市、上天 草市及び苓北 町
	ごみ処理施設等の設置に要す	均等割 100分の20	本渡地区清	天草市及び苓

	る経費	人口割 100分の80	掃センター	北町
			松島地区清	天草市及び上
			掃センター	天草市
			及び附帯する集会所施設	
			再生処理施設及び最終処分場	天草市、上天草市及び苓北町
			新ごみ処理施設	天草市、上天草市及び苓北町

(4) 消防に関する経費

区分		負担割合	対象市町
消防費	消防事務に要する経費	基準財政需要額のうち常備	天草市、上天草市及び苓北町
	消防施設の設置及び整備に要する経費	消防費相当額割	

備考

- 1 人口割は、直近の国勢調査の人口による。ただし、ごみ処理施設等の管理運営に要する経費のうち、新ごみ処理施設に係る関係市町が負担すべき人口割の額の算定は、関係市町のごみ収集運搬及び関連施設の運営に係る経費（施設の維持管理に要する整備費用を除く。）を考慮し、算出するものとする。
- 2 基準財政需要額割は、前年度の基準財政需要額による。
- 3 審査件数割は、前々年度の１０月１日から前年度の９月３０日までの審査件数実績による。
- 4 搬入量割は、関係市町が前々年度に搬入したごみの総量による。
- 5 ごみ処理施設等の設置に要する経費のうち、新ごみ処理施設に係る関係市町が負担すべき均等割の額（廃棄物処理施設及びリサイクル推進施設に係る設計及び建設に要する費用に関する部分に限る。）の算定は、天草市及び上天草市にあっては、合併前の市町の数で合算した数により天草広域連合設立時の構成市町の数により按分するものとする。